

朝霞市小規模修理修繕契約希望者登録要領

1 目的

市が発注する小規模な修理修繕契約について、市内に主たる事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ろうとするものである。

2 登録できる者

朝霞市内に主たる事業所を置く者（適法の範囲内で希望する業種について、登録できることとし、建設業許可の有無、経営組織及び従業員数等は問わない。）

3 登録できない者

- (1) 朝霞市内に主たる事業所を置かない者（他の市町村に本店がある場合等）
- (2) 小規模修理修繕に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 朝霞市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格許可等を有しない者

4 登録の方法

- (1) 受付は、随時行うものとする。
（ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始等は除く。）
- (2) 受付窓口は、入札契約課において行う。
- (3) 登録の詳細及び様式は、「朝霞市小規模修理修繕契約希望者登録制度の申請手引書」による。

5 登録の有効期間

- (1) 「朝霞市小規模修理修繕契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）」に登録されている者は、取り下げの申請がない限り継続的に更新するものとする。

6 登録者の取扱い

市は、申請書について審査を行い、登録名簿に登録する。
名簿は、市役所内部で公開するとともに一般にも公開し、当該契約に係る

業者選定に際して、積極的に見積への参加機会を与えるように努めるものとする。

なお、業者選定において、資格者名簿に登載されている者の選定を否定するものではない。

7 対象となる契約

本登録に際して、特に法的に必要な登録、免許又は許可（以下「許可等」という。）を要するものを除き、許可等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目について審査を必要としないため、選定の対象とする修理修繕は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる契約で、その契約金額が130万円を超えないものに限定する。

附 則

この要領は、平成13年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。